

改正

平成28年6月29日条例第32号

平成29年3月30日条例第8号

平成29年3月30日条例第9号

平成29年3月30日条例第10号

平成30年3月5日条例第3号

令和元年12月24日条例第27号

小田原市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号を利用する事務等)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関(法令又は条例若しくは市長その他の執行機関の定める規則その他の規程(以下「法令等」という。)の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関(法令等の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。次項において同じ。)が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長その他の執行機関(法令等の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第3項において同じ。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は市長その他の執行機関の定める規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年6月29日条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(平成29年規則第13号で、同29年5月30日から施行)

附 則 (平成29年3月30日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第9号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月5日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	小田原市小児医療費助成条例（平成29年小田原市条例第8号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成29年小田原市条例第9号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	小田原市重度障害者医療費助成条例（平成29年小田原市条例第10号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	小田原市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報又は小田原市重度障

		<p>害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>小田原市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子</p>

		及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
5 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項、障害者手帳関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者手帳関係情報であって規則で定めるもの